

## 四街道市一般介護予防事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和6年規則第19号。以下「規則」という。）第3条第1項第2号に定める一般介護予防事業について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

### (実施事業)

第3条 一般介護予防事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 介護予防把握事業 次に掲げる方法により、収集した情報を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげることをいう。
  - ア 民生委員その他地域住民からの情報提供による把握
  - イ 地域包括支援センター等関係機関との連携による把握
  - ウ 本人、家族等からの相談による把握
  - エ 庁内関係部局との連携による把握
  - オ その他、市長が適当と認める方法による把握
- (2) 介護予防普及啓発事業 次に掲げる方法により、介護予防の普及及び啓発を行う事業をいう。
  - ア 介護予防に資するパンフレット等の作成及び配布
  - イ 介護予防講演会の開催
  - ウ 介護予防教室等の開催
- (3) 地域介護予防活動支援事業 次に掲げる方法により、地域における介護予防活動の支援を行う事業をいう。
  - ア 介護予防に関するボランティアの育成
  - イ 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援
  - ウ 社会活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施
- (4) 一般介護予防事業評価事業 一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体の評価を行う事業をいう。
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業 地域における介護予防の取組を強化するために、次に掲げる方法により、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者を派遣し助言を行う事業。
  - ア 住民への介護予防に関する技術的助言
  - イ 介護職員等（介護サービス事業所に従事する者を含む。）への介護予防に関する技術的助言
  - ウ 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。